

公 示

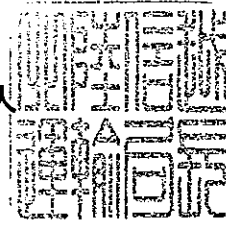
公示第41号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」(平成27年8月19日付け公示第35号)を別紙のとおり一部改正する。

令和7年8月29日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
公 示 公示第 3 5 号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成 2 7 年 8 月 1 9 日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 別添のとおりとする。 附 則 この公示は、平成 2 7 年 8 月 1 9 日から適用する。 附 則（平成 2 8 年 7 月 1 5 日付け公示第 2 4 号で一部改正） この公示は、平成 2 8 年 7 月 1 5 日から適用する。	公 示 公示第 3 5 号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成 2 7 年 8 月 1 9 日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 別添のとおりとする。 附 則 この公示は、平成 2 7 年 8 月 1 9 日から適用する。 附 則（平成 2 8 年 7 月 1 5 日付け公示第 2 4 号で一部改正） この公示は、平成 2 8 年 7 月 1 5 日から適用する。

附 則（平成２８年８月１日付け公示第３２号で一部改正）
この公示は、平成２８年８月１日から適用する。

附 則（平成２９年８月２２日付け公示第２９号で一部改正）
この公示は、平成２９年８月２２日から適用する。

附 則（平成２９年１０月１日付け公示第４４号で一部改正）
この公示は、平成２９年１０月１日から適用する。

附 則（平成３０年８月２４日付け公示第３６号で一部改正）
この公示は、平成３０年８月２４日から適用する。

附 則（平成３１年４月５日付け公示第２号で一部改正）
この公示は、平成３１年４月５日から適用する。

附 則（令和元年８月２３日付け公示第３６号で一部改正）
この公示は、令和元年８月２３日から適用する。

附 則（令和２年４月１日付け公示第９９号で一部改正）
この公示は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和３年８月１日付け公示第２１号で一部改正）
この公示は、令和３年８月１日から適用する。

附 則（令和３年８月２７日付け公示第３４号で一部改正）
この公示は、令和３年８月２７日から適用する。

附 則（令和４年８月３０日付け公示第４９号で一部改正）
この公示は、令和４年８月３０日から適用する。

附 則（令和５年８月３１日付け公示第５７号で一部改正）
この公示は、令和５年８月３１日から適用する。

附 則（令和6年8月30日付け公示第28号で一部改正）
この公示は、令和6年8月30日から適用する。

附 則（平成２８年８月１日付け公示第３２号で一部改正）
この公示は、平成２８年８月１日から適用する。

附 則（平成２９年８月２２日付け公示第２９号で一部改正）
この公示は、平成２９年８月２２日から適用する。

附 則（平成２９年１０月１日付け公示第４４号で一部改正）
この公示は、平成２９年１０月１日から適用する。

附 則（平成３０年８月２４日付け公示第３６号で一部改正）
この公示は、平成３０年８月２４日から適用する。

附 則（平成３１年４月５日付け公示第２号で一部改正）
この公示は、平成３１年４月５日から適用する。

附 則（令和元年８月２３日付け公示第３６号で一部改正）
この公示は、令和元年８月２３日から適用する。

附 則（令和２年４月１日付け公示第９９号で一部改正）
この公示は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年８月２８日付け公示第１９号で一部改正）
この公示は、令和２年８月２８日から適用する。

附 則（令和３年８月１日付け公示第２１号で一部改正）
この公示は、令和３年８月１日から適用する。

附 則（令和３年８月２７日付け公示第３４号で一部改正）
この公示は、令和３年８月２７日から適用する。

附 則（令和４年８月３０日付け公示第４９号で一部改正）
この公示は、令和４年８月３０日から適用する。

附 則（令和５年８月３１日付け公示第５７号で一部改正）
この公示は、令和５年８月３１日から適用する。

附 則（令和6年8月30日付け公示第28号で一部改正）
この公示は、令和6年8月30日から適用する。

附 則（令和6年9月30日付け公示第38号で一部改正）
この公示は、令和6年10月1日から適用する。

附 則（令和7年8月29日付け公示第41号で一部改正）
この公示は、令和7年8月29日から適用する。

附 則（令和6年9月30日付け公示第38号で一部改正）
この公示は、令和6年10月1日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和 6 年度末 車両数(両)	令和 6 年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	697	620	928	24.9
	長岡交通圏	261	232	270	3.3
	上越交通圏	148	132	150	1.3
	柏崎市 A	46	41	51	9.8
	新発田市 A	43	38	55	21.8
長野	長野交通圏	375	333	525	28.6
	松本交通圏	303	269	381	20.5
	上田市 A	64	57	77	16.9
	飯田市 A	115	102	141	18.4
富山	富山交通圏	229	203	299	23.4
	高岡・氷見交通圏	139	124	166	16.3
石川	金沢交通圏	1,059	942	1,176	9.9

※上記「令和 6 年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和 5 年度末 車両数(両)	令和 5 年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	522	464	952	45.2
	長岡交通圏	188	167	270	30.4
	上越交通圏	113	100	150	24.7
	柏崎市 A	36	32	51	29.4
	新発田市 A	34	30	56	39.3
長野	長野交通圏	244	217	547	55.4
	松本交通圏	194	172	382	49.2
	上田市 A	43	38	81	46.9
	飯田市 A	83	74	148	43.9
富山	富山交通圏	157	140	264	40.5
	高岡・氷見交通圏	103	92	168	38.7
石川	金沢交通圏	770	684	1,210	36.4

※上記「令和 5 年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成 13 年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 3 6 5 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和 6 年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成 13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	<u>11,160,285</u>	<u>12,382,399</u>	<u>26,379,835</u>	0.42	<u>180,277</u>	0.80	0.90
	長岡交通圏	<u>3,289,085</u>	<u>3,730,649</u>	<u>6,940,629</u>	0.45	<u>63,992</u>	0.80	0.90
	上越交通圏	<u>2,056,811</u>	<u>2,322,737</u>	<u>4,461,437</u>	0.48	<u>39,640</u>	0.80	0.90
	柏崎市 A	<u>830,358</u>	<u>873,979</u>	<u>1,712,883</u>	0.48	<u>12,985</u>	0.80	0.90
	新発田市 A	<u>590,838</u>	<u>628,552</u>	<u>1,550,069</u>	0.45	<u>13,976</u>	0.80	0.90
長野	長野交通圏	<u>4,369,265</u>	<u>4,958,457</u>	<u>9,869,710</u>	0.45	<u>98,835</u>	0.80	0.90
	松本交通圏	<u>3,938,802</u>	<u>4,343,344</u>	<u>7,886,747</u>	0.45	<u>72,920</u>	0.80	0.90
	上田市 A	<u>877,112</u>	<u>1,015,582</u>	<u>1,777,676</u>	0.48	<u>15,749</u>	0.80	0.90
	飯田市 A	<u>1,391,513</u>	<u>1,559,646</u>	<u>3,047,303</u>	0.43	<u>28,211</u>	0.80	0.90
富山	富山交通圏	<u>3,386,200</u>	<u>3,719,678</u>	<u>6,931,579</u>	0.49	<u>61,332</u>	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	<u>1,658,121</u>	<u>1,903,128</u>	<u>3,592,963</u>	0.47	<u>36,513</u>	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	<u>13,227,288</u>	<u>15,397,528</u>	<u>27,492,986</u>	0.39	<u>217,723</u>	0.80	0.90

※「平成 13 年度実車率」の数値は、小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成 13 年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 3 6 6 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和 5 年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成 13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	11,429,456	9,474,264	28,354,146	0.42	190,149	0.80	0.90
	長岡交通圏	3,477,017	2,794,262	7,493,873	0.45	66,793	0.80	0.90
	上越交通圏	2,201,553	1,831,069	4,710,233	0.48	40,648	0.80	0.90
	柏崎市 A	842,703	665,069	1,851,065	0.48	14,237	0.80	0.90
	新発田市 A	627,247	521,361	1,681,404	0.45	14,619	0.80	0.90
長野	長野交通圏	4,468,297	3,366,259	10,962,813	0.45	105,733	0.80	0.90
	松本交通圏	3,674,035	2,765,734	8,704,828	0.45	81,026	0.80	0.90
	上田市 A	896,311	695,315	1,934,621	0.48	16,701	0.80	0.90
	飯田市 A	1,405,222	1,147,664	3,225,454	0.43	29,576	0.80	0.90
富山	富山交通圏	3,364,436	2,564,791	7,734,919	0.49	68,537	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,813,292	1,440,826	3,903,492	0.47	39,021	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	13,502,501	11,237,200	29,119,427	0.39	230,229	0.80	0.90

※「平成 13 年度実車率」の数値は、小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、令和2年度から令和6年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定 *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和2年度から令和6年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値 *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値	*1 需要量は、令和元年度から令和5年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定 *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値 *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値
---	---